

令和2年1月27日

埋立て事業関係者各位

木更津市環境部まち美化推進課

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正について（お知らせ）

本市で制定している木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を下記のとおり一部改正したのでお知らせいたします。

記

1 改正理由

本市では「木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下「条例」という。）及び条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、土砂等の埋立て等について必要な規制を行っております。

埋立てに使用する土砂等の安全基準（以下「安全基準」という。）は条例第6条及び規則第3条に規定し、基準値及び測定方法を環境基本法及び土壌汚染対策法に準じて定めております。

この度、平成31年3月20日付けの環境庁告示48号及び51号により上記測定方法が改正されたため、規則に定める安全基準に係る測定方法の一部改正を行ったものです。

2 改正内容

規則別表第1「溶出量基準」及び「含有量基準」の測定方法の一部改正

※ 詳細は別添「規則 - 新旧対照表」参照

3 改正施行日

令和2年1月16日

【連絡先】

木更津市潮浜三丁目1番地

環境部まち美化推進課

まち美化係

TEL : 0438-36-1133

FAX : 0438-36-5374

E-mail : clean@city.kisarazu.lg.jp